

○狛江市男女共同参画推進委員会運営規則
平成25年 3 月27日規則第22号
改正

平成27年 3 月30日規則第15号

狛江市男女共同参画推進委員会運営規則

(目的)

第 1 条 この規則は、狛江市附属機関等の設置に関する条例（平成25年条例第 3 号）別表に規定する狛江市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公募による市民委員

(任期)

第 3 条 委員の任期は委嘱の日から 2 年以内とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、企画財政部政策室において処理する。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の日前に廃止前の狛江市男女共同参画推進委員会設置要綱（平成23年要綱第70号）の規定によりなされた委嘱は、第 2 条第 2 項の規定によりなされたものとみなす。

付 則（平成27年 3 月30日規則第15号）

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。